

海外安全対策情報 令和2年度第1四半期（4月～6月）

1. 治安情勢・一般犯罪の傾向

シンガポール警察の発表によれば、4月から6月の間に、詐欺、住居（事業所）侵入・窃盗、暴行・傷害、オートバイ盗、痴漢、ひったくりなどの犯罪が発生しています。

- (1) 詐欺については、銀行員なりすまし詐欺や電話会社テクニカルサポート詐欺などの発生に加え、インターネット上での売買に伴う詐欺なども発生しています。これらの詐欺は非常に巧妙であり、シンガポールに居住する日本人の方々も被害に遭っているとの連絡を受けています。電話やインターネットでは、相手の身分等が確認できません。電話やインターネットで、氏名、ID番号等の個人情報や銀行口座、パスワードなどを決して教えたりしないでください。
- (2) 痴漢や盗撮については、昨年から増加傾向にありましたが、4月～6月にかけては、コロナウィルスの影響で外出の機会が減少したためか、減少傾向にあるようです。しかしながら、「痴漢や盗撮がこれ以上発生しない」ということではありませんので、女性の方は引き続き、外出時には周囲に注意を払って頂くようお願いいたします。

2. 殺人、強盗等凶悪犯罪について

殺人、強盗などの凶悪犯罪は数件発生していますが、邦人被害は認知していません。

3. 誘拐・脅迫事件発生状況

邦人が誘拐・脅迫事件に巻き込まれたとの情報は認知していません。

4. テロ・爆弾テロ事件発生状況

テロ・爆弾事件の発生はありません。

【基本的な防犯対策】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○自分の身は自分で守る意識を持つ | ○夜間の一人歩きは避ける |
| ○外出時は周囲への警戒を怠らない | ○持ち物は体から離さない |
| ○危ないと言われる場所には近づかない | ○危険を感じたら大声で助けを呼ぶ |
| ○個人情報他人には漏らさない | ○おかしいと思ったら警察に相談する |
| ○うまい話（誘い話）には乗らない | ○自宅・車等は確実に施錠する |